

## 平成28年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(府省名: 会計検査院 )

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成28年度一般会計予算書31部外32件の購入	支出負担行為担当官 会計検査院事務総長官房 会計課長 堀川 義一  東京都千代田区 霞が関3-2-2 中央合同庁舎第7号館	H28.1.8	独立行政法人国立印刷局 東京都港区虎ノ門2-2-5	契約の目的物である予算書等の提供を行うことができる者は当該相手方に限られ、競争を許さないため。 (会計法第29条の3第4項)	2,183,578	2,183,578	100.0%	—	契約の目的物である予算書等の提供を行うことができる者は当該相手方に限られ、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	ハ	
電話料	支出負担行為担当官 会計検査院事務総長官房 会計課長 堀川 義一  東京都千代田区 霞が関3-2-2 中央合同庁舎第7号館	—	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ 株式会社 東京都千代田区内幸町1-1-6	予算決算及び会計令第102条の2電気通信役務契約に基づく長期継続契約であり、かつ行政需要に適合した供給を行える事業者が特定されており、契約価格の競争による契約相手方の選定を許さないため。(会計法第29条の3第4項)	—	3,095,991	—	—	予算決算及び会計令第102条の2電気通信役務契約に基づく長期継続契約であり、かつ行政需要に適合した供給を行える事業者が特定されており、契約価格の競争による契約相手方の選定を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	二(口)	単価契約 平成27年度支払実績額
モバイルデータ通信料	支出負担行為担当官 会計検査院事務総長官房 会計課長 堀川 義一  東京都千代田区 霞が関3-2-2 中央合同庁舎第7号館	—	ソフトバンクモバイル株式会社 東京都港区東新橋1-9-1	予算決算及び会計令第102条の2電気通信役務契約に基づく長期継続契約であり、かつ行政需要に適合した供給を行える事業者が特定されており、契約価格の競争による契約相手方の選定を許さないため。(会計法第29条の3第4項)	—	3,681,468	—	—	予算決算及び会計令第102条の2電気通信役務契約に基づく長期継続契約であり、かつ行政需要に適合した供給を行える事業者が特定されており、契約価格の競争による契約相手方の選定を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	二(口)	単価契約 平成27年度支払実績額